# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	公営住宅管理事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山形県最上町は、公営住宅管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

#### 評価実施機関名

山形県最上町長

### 公表日

令和4年3月10日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	公営住宅管理事務					
②事務の概要	公営住宅法に基づき公営住宅を建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者等、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。また、住宅地区改良法に基づく改良住宅を建設し、住宅困窮者に対して賃貸している。公営住宅および改良住宅の賃貸等に当たっては、公営住宅法および住宅地区改良法の規定に従い、入居者の所得状況から家賃等の算定を行う。また、家賃の収滞納や入居者の適正な管理を実施している。 ・本事務における特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。 ①公営住宅の入居者の資格要件等の確認に関する事務 (公営住宅法施行令第1条第3号、住宅地区改良法第29条、等) ②入居者からの収入申告情報の確認に関する事務 (公営住宅法施行令第1条第3号、住宅地区改良法第29条、等) ③他市町村からの入居時の入居者・同居者の所得情報等の確認に関する事務 (情報提供ネットワークシステムの利用を想定) なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。					
③システムの名称	<ul> <li>・住宅使用料システム</li> <li>・収納管理システム</li> <li>・滞納管理システム</li> <li>・団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)</li> <li>・中間サーバー</li> </ul>					
2. 特定個人情報ファイル名						
<ul><li>・公営住宅情報ファイル</li><li>・収納情報ファイル</li><li>・滞納情報ファイル</li></ul>						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	<ul><li>・番号法第9条第1項 別表第一(19、35の項)</li><li>・同法別表第一省令第18、26条</li></ul>					
4. 情報提供ネットワークシステムに	よる情報連携					
①実施の有無	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>1) 実施する</li><li>2) 実施しない</li><li>3) 未定</li></ul>					
②法令上の根拠	(情報照会事務) ・番号法第19条第8号 別表第二(31、54の項) ・同法別表第二省令第22、28条					
5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	建設課					
②所属長の役職名	建設課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利	用 <b>停止請求</b>					
請求先	山形県最上町 総務課まちづくり推進室 〒999-6101 山形県最上郡最上町向町664 電話:0233-43-2261					
8. 特定個人情報ファイルの取扱い	に関する問合せ					
連絡先	山形県最上町 総務課まちづくり推進室 〒999-6101 山形県最上郡最上町向町664 電話:0233-43-2261					

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人かいけつ時点の計数か		1) [ 1,000人未満(任意実施) ] 3) 4)			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
		令和4:	年2月28日 時点			
2. 取扱者数	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和4:	年2月28日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価	<b>証書の</b> 種類			
[ 基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重3) 基礎項目評価書及び全	i点項目評価書 項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	<b>施機関については、それぞ</b> れ	1重点項目評価書又は	は全項目評価書において、リスクタ	対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ネットワークシステムを選	量じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用される リスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱い	の委託		[ ]	委託しない
委託先における不正な使用等のリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や	情報提供ネットワークシステ	ムを通じた提供を除く		提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへ の対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムと	の接続	[	]接続しない(入手) [ ]	接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策 は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リス クへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
8. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部監	査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行ってし 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	<u></u>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	I -5-②所属長	建設課長 中嶋 寿幸	建設課長	事後	
令和1年6月20日	Ⅲ-1対象人数	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	
令和4年3月10日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	·番号法第19条第7号	·番号法第19条第8号	事後	
令和4年3月10日	Ⅱ.1対象人数 基準日	令和3年2月28日	令和4年2月28日	事後	
令和4年3月10日	Ⅱ.2取扱者数 基準日	令和3年2月28日	令和4年2月28日	事後	